

論点 3 説示又は助言の定義について

府が実施する説示又は助言は、それぞれどのような内容であり、どのような場合に実施すべきか？（説示又は助言の区分）

【論点整理（案）】

1. 説示及び助言の定義

- ・説示については、例えば「人権侵害事件調査処理規程（法務省）」において、「相手方等に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること（第14条第1項第2号）」とされている。
- ・助言については、例えば「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例 逐条解説（差別解消を目指す条例検討調査特別委員会）」において、「ある者に対し、ある行為をなすべきこと又はある行為をなすについて必要な事項を進言することであり、例えば、紛争当事者に対し、紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことなどが考えられます（第13条第1項・第3項関係）」とされている。
- ・これらを踏まえ、次のとおり整理してよいか。

（1）説示：被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報は人権侵害であるとして、事理を説示し、反省を促し、削除を求める。

（2）助言：被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報の問題点を指摘し、人権意識の涵養を促すとともに、紛争解決の方向として削除を示す。

2. 説示又は助言を実施する条件

- ・例えば三重県の「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」では、助言、説示又はあっせんを行ったうえで、当該助言等に従わない場合に、書面による勧告を実施するとしている。
- ・文書勧告には法令で規定されるものもあることを踏まえ、他の行政指導とその取扱いを分けたものと思われるが、文書勧告を行わない本条例に基づく説示又は助言は、それぞれどのような場合に実施すべきか。
- ・ひとつは、「助言」はアドバイスとしての意味合いが強いものなのに対して、「説示」は「反省を促す」という意味合いがあるという点に違いがあるという認識から、表現の自由との関係を重視し、発信者等に対し助言を行い、それでもなお当該助言に従わないときに説示を行うことが考えられる。
- ・もうひとつは、いずれも行政指導であり法的な効果に違いはなく、文書勧告と異なり国内法の取扱いにも違いはないと考えられること、また、「事理を説示すること」と「必要な事項を進言すること」にも有意な差はないと考え、説示及び助言を同一のもの扱い、違法性の内容により、説示と助言を使い分けることが考えられる。